

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年3月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300308 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2300033 号

第 1 結論

昭和 61 年 3 月 1 日から平成元年 3 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から平成元年 3 月 1 日まで

昭和 61 年 2 月頃、転職先の公認会計士事務所から社会保険には加入していない旨説明を受けていたので、昭和 61 年 2 月頃に私に代わって母が A 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、自宅に届いた納付書で母が、母の実家がある B 市 C 駅付近の金融機関 (D 銀行、E 銀行及び F 銀行) 及び郵便局の窓口を利用し、昭和 61 年 3 月分から 3 年間納付してくれていたが、未納期間になっているので納付済期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 61 年 2 月頃、母が A 市で国民年金の加入手続を行い、B 市 C 駅付近の金融機関 (D 銀行 (現在は、G 銀行)、E 銀行 (現在は、H 銀行) 及び F 銀行 (現在は、I 銀行)) 及び郵便局において、請求期間に係る国民年金保険料 (以下「保険料」という。) を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求者の請求期間当時の住所を管轄する A 市役所によると、現存している昭和 52 年度及び平成 2 年度から平成 4 年度までの保険料に係る資料から判断すると、請求期間に係る保険料は、A 市内の金融機関でのみ納付が可能であったものと思料される旨回答していることから、請求者の請求期間に係る保険料は B 市内の金融機関で納付することはできず、母が B 市内の金融機関で納付したとする請求者の主張と相違する。

なお、A 市役所は、広報誌によると、昭和 60 年度及び昭和 61 年度については、郵便局で保険料を納付することができない旨記載されていると回答している。

また、金融機関が保管する保険料の納付書に係る領収証書の控えについて、G 銀行、H 銀行及び I 銀行の担当者は、保存期間を経過しているため、保管していないと陳述しているほか、郵便局の領収済通知書 (書類) に係る調査期間は、貯金事務センターにおける照会を受領した月から起算して 5 年間を限度とする取扱いであることから資料を得ることができない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないほか、請求期間の保険料を納付したとする請求者の母から当時の状況を聴取することができないことから具体的な納付状況等は不明である。

加えて、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったものの、請求者に係る国民年金記号番号「*」とは別の国民年金記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない上、日本年金機構から提出されたA市に係る国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる複数の国民年金記号番号（資格取得処理日が昭和61年2月1日等（国民年金被保険者の資格取得に係る処理日が昭和61年2月1日（請求者が、母が国民年金の加入手続を行ったと主張する月の初日）から同年9月22日（請求者に払い出された上記記号番号の被保険者資格取得に係る処理日）までの番号）を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

このほか、A市役所は、請求者の請求期間に係る課税証明資料について、保存期間を経過しているため資料の提供はできない旨回答しているほか、請求者が請求期間当時に勤務していた公認会計士事務所は、請求者に係る保険料控除申告書及び給与所得の源泉徴収票は保管していないと回答しており、請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300338号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300084号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月31日から同年2月1日まで

昭和60年1月31日にA社を退職したが、年金記録では厚生年金保険の資格喪失日(退職日の翌日)が同年1月31日となっており、同年1月が被保険者期間となっていないことから、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出されたノートの写し及び雇用保険の加入記録から、請求者が昭和60年1月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、請求者に係る昭和60年1月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて、当時の事業主及び社会保険担当者は既に亡くなっている上、当時の賃金台帳等についても保管していないことから、控除されていたか不明の旨回答しており、ほかに給与から厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に勤務していた請求者が名前を挙げている者を含む複数の従業員の記録を確認したところ、請求者と同様に、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日について、末日又は末日前日の日付になっている者が複数見受けられることから、事業主に請求期間当時の資格喪失年月日に係る事務の取り扱いについて照会したものの不明の旨回答している。

さらに、請求者が請求期間当時に居住していたC市(現在は、D市)の請求期間当時の課税資料は保存年限経過のため確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。